第三十八条第三項中「評価室」を「評価・広報室」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　民間援助連携室は、民間等の経済協力に係る活動との連携に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

5　民間援助連携室に、室長を置く。

第一章第八節中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（欧州連合経済室及び経済協力開発機構室）

第三十五条　国際経済課に欧州連合経済室及び経済協力開発機構室を置く。

2　欧州連合経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関する外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三　日本国政府を代表して行う欧州連合との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、欧州連合に関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　国際経済事情のうち欧州連合に関する調査を行うこと。

3　欧州連合経済室に、室長を置く。

4　経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三　日本国政府を代表して行う経済協力開発機構への参加及び経済協力開発機構との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、経済協力開発機構に関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

5　経済協力開発機構室に、室長を置く。

第一章第九節第四十条及び第四十一条を次のように改める。

（開発協力企画室及び事業管理室並びに企画官）

第四十条　開発協力総括課に、開発協力企画室及び事業管理室並びに企画官二人を置く。

2　開発協力企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外務省の所掌に係る政府開発援助に関する企画及び立案に関すること。

二　政府開発援助全体に共通する方針に関する関係行政機関の行う企画の調整に関すること。

三　経済協力事情一般に関する調査及び統計の作成を行うこと。

3　開発協力企画室に、室長を置く。

4　事業管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　無償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　外務省の所掌に係る技術協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　外務省の所掌に係る有償の経済協力の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

五　政府開発援助のうち有償の資金供与による協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案の調整に関すること。

六　独立行政法人国際協力機構の行う業務（海外移住に係る業務を除く。）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

5　事業管理室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、開発協力総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

（専門機関室及び企画官）

第四十一条　地球規模課題総括課に、専門機関室及び企画官二人を置く。

2　専門機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動（大臣官房、他局及び他課の所掌に係るもの並びに経済協力に関する国際機関等に係るものを除く。）に係る外交政策に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。

イ　社会の分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道支援を除く。）

ロ　経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項（地球環境を除く。）

三　第一号及び第二号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四　第一号及び第二号に規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五　第一号及び第二号に規定する事項に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3　専門機関室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、地球規模課題総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第一章第九節中第四十二条から第四十四条までを削る。

第一章第十節中第四十五条を第一章第十節第四十二条とし、第四十六条を第四十三条とし、第四十七条を第四十四条とし、第一章第十一節中第四十八条を第一章第十一節第四十五条とし、第四十九条を第四十六条とし、第五十条を第四十七条とし、第一章第十二節第五十一条を第一章第十二節第四十八条とし、第二章第五十二条を第二章第四十九条とし、第五十三条から第五十六条までを三条ずつ繰り上げ、第三章中第五十七条を第三章第五十四条とし、第五十八条を第五十五条とする。

附　則

この省令は、平成二十一年七月二十七日から施行する。

○財務省令第一号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第三十一条の規定に基づき、認可事業再編計画に基づく事業会社の設立の登記等に係る登録免許税の課税の特例を受けるための手続に関する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十五日

財務大臣　与謝野　馨

環境大臣　斉藤　鉄夫

認可事業再編計画に基づく事業会社の設立の登記等に係る登録免許税の課税の特例を受けるための手続に関する省令

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第一項第二号に規定する事業会社（第一号及び第三号において「事業会社」という。）が、法第三十一条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条第一項から第三項までの規定に該当するものであることについての環境大臣の証明書で、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める事項の記載のあるものを添付しなければならない。

一　法第三十一条第一項の事業会社の設立の登記　当該登記に係る事業会社が法第十条第一項に規定する認可事業再編計画（以下「認可事業再編計画」という。）に基づき法第九条第一項に規定する特定事業者により設立されるものであること。

二　法第三十一条第二項の資本金の額の増加の登記　当該登記に係る資本金の額の増加が認可事業再編計画に基づく法第九条第一項第二号に規定する事業譲渡（次号において「事業譲渡」という。）の対価としての新たな株式の発行によるものであること。

三　法第三十一条第三項の不動産の所有権の移転の登記　事業会社が当該登記に係る不動産の所有権を認可事業再編計画に基づく事業譲渡により第一号に規定する特定事業者から取得したこと及び当該不動産の所有権を当該特定事業者から取得した日

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。